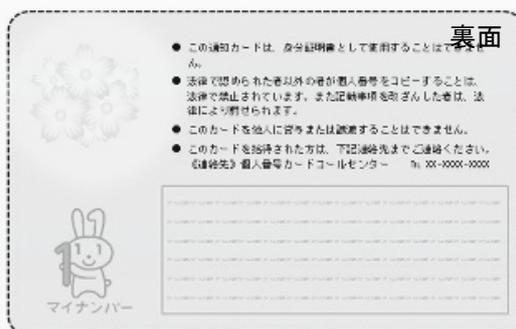
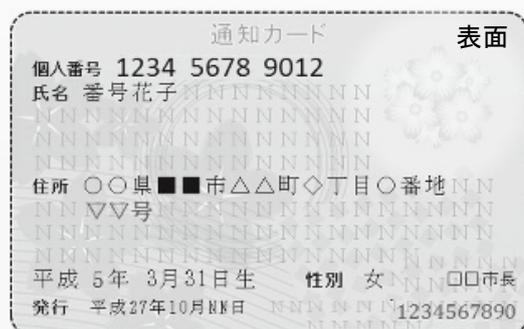


マイナンバー 個人番号 通知カードが 送付されます

市民生活課戸籍住民係 ☎ 0824-73-1157



広報しようばら7月号でお知らせしましたとおり、10月以降、住民票を有する住民一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。住民票の住所宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます(※)。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。(通知カードは全国の市町村の委任を受けた「地方公共団体情報システム機構」から発送されます。)

マイナンバーは一生使うものです。漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて一生変更されません。大切にしてください。

※留意事項

- ①住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、市役所で住所変更をしてください。
- ②DVなどのやむを得ない理由により住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、申請により送付先を変更することもできますので、戸籍住民係までご相談ください。

Q
マイナンバーはどんなときに必要になるの？

A
来年1月以降、税や社会保障の行政手続でマイナンバーが必要になります。当面、①所得税および復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示、②税や社会保障の手続きで、勤務先に「本人と被扶養者」のマイナンバーを提示—といった場面で利用することになります。

「個人番号カード」は希望者のみ交付されます

個人番号カードは、来年1月以降、申請により交付します。表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます(※1)。

- 個人番号カードには特別な機能はついておらず、カードを使って住民票や印鑑証明が取得できるものではありません。
- カードについているICチップには、所得税の電子申告の際に必要な電子証明書が記録されています(※2)ので、新規に電子証明書を取得する際は、個人番号カードの申請が必要です。

◇留意事項◇

- ※1 法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。
- ※2 所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。従って、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

●個人番号カードの申請方法

通知カードと一緒に個人番号カードの申請書が入っていますので、必要事項を記入し証明写真とともに「地方公共団体情報システム機構」へ送付。カードの受け取りにあたっては、来年1月以降、申請人本人が市役所に来庁する必要があり、写真付の身分証明書の確認など、本人確認を実施したのちカードを交付します。

●住民基本台帳カード(住基カード)を所有している方へ

現在、住基カードを所持している方は、カードの有効期限までは住基カードが有効ですので、新たに個人番号カードを取得する必要はありません。また、住基カードの中に電子証明書を記録している場合でも、電子証明書の有効期限までは証明書は有効ですので、新たに個人番号カードを取得する必要はありません。